

## 花・野菜技術センター公告第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年2月25日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小高 咲

### 1 入札に付す事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 名称 灯油1リットル当たりの単価（配送料込み）

調達予定数量 54,000リットル

イ 名称 A重油1リットル当たりの単価（配送料込み）

調達予定数量 103,000リットル

#### (2) 調達する物品等の仕様

ア 灯油 J I S 1号

イ A重油 J I S 1種1号

#### (3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (4) 納入場所

滝川市東滝川735番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）

花・野菜技術センター

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 北海道が通知する物品の購入契約参加資格を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 北海道内に本店を有し、かつ、滝川市又は滝川市隣接市町村に支店又は営業所等を有すること。

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月25日から令和7年3月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

花・野菜技術センター総務課（滝川市東滝川735番地）

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４ 契約条項を示す場所

花・野菜技術センター総務課（滝川市東滝川735番地）

５ 入札執行の場所及び日時

（１）入札場所 滝川市東滝川 7 3 5 番地

花・野菜技術センター事務庁舎会議室

（２）入札・開札日時 令和 7 年 3 月 1 8 日（火） 1 0 時 3 0 分

（３）開札場所 （１）に同じ

６ 入札保証金

免除する。

７ 契約保証金

免除する。

８ 郵便等による入札の可否

認めない。

９ 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第 1 項により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

取扱規則第19条の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）を記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であることを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 詳細は入札説明書による

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 花・野菜技術センター総務課

イ 所 在 地 滝川市東滝川735番地

ウ 電話番号 0125-28-2800

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) 単価の変更

契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約条項」によるので、特約条項の内容を承知した上で申請を行うこと。なお、別紙の「契約単価の変更に関する特約条項」第2の2に掲げる「当初月の市場価格」の基準日については令和7年3月第2週の価格調査公表時点とする。また、第2の5(1)に掲げる「当初月のCIF価格」の基準日は令和7年2月分速報公表時点（令和7年1月下旬及び2月上・中旬）とするので、留意すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。